

令和2年度

年度計画

国立大学法人鳥取大学

目 次

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置	1
1 教育に関する目標を達成するための措置	1
(1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置	1
(2) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置	2
(3) 学生への支援に関する目標を達成するための措置	3
(4) 入学者選抜に関する目標を達成するための措置	3
2 研究に関する目標を達成するための措置	4
(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置	4
(2) 研究実施体制等に関する目標を達成するための措置	5
3 社会との連携や社会貢献及び地域を志向した教育・研究に関する目標を達成するための措置	6
4 その他の目標を達成するための措置	7
(1) グローバル化に関する目標を達成するための措置	7
(2) 附属病院に関する目標を達成するための措置	9
(3) 附属学校に関する目標を達成するための措置	10
II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置	12
1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置	12
2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置	13
3 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置	13
III 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置	14
1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置	14
2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置	14
3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置	14
IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置	14
1 評価の充実に関する目標を達成するための措置	14
2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置	15
V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置	15
1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置	15
2 安全管理に関する目標を達成するための措置	15
3 法令遵守等に関する目標を達成するための措置	16
VI 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画	17
VII 短期借入金の限度額	17
VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画	17
IX 剰余金の使途	17
X その他	18
1. 施設・設備に関する計画	18
2. 人事に関する計画	18
別紙（予算、収支計画及び資金計画）	19
別表（学部の学科、研究科の専攻等）	22

令和2年度 国立大学法人鳥取大学 年度計画

(注) □内は中期計画、「・」は年度計画を示す。

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置

【1-1】

全学の教学マネジメントシステムとして組織的かつ継続的な教育改善に取り組むため、全学、学部及び研究科のカリキュラム・ポリシーに基づいた教育プログラムの点検・改善を3年ごとに行う。

- ・【1】各学部・研究科では、教育プログラムの自己点検・評価を引き続き実施するとともに、本評価結果により必要に応じて改善に取り組む。
また、教育支援・国際交流推進機構では、全学共通科目の自己点検・評価を行い、必要に応じて改善に取り組む。
- ・【2】組織的かつ継続的な教育改善に取り組むため、教育支援・国際交流推進機構教育センターを中心に、継続して学生生活実態調査等により教養教育改革に係る点検・分析を行い、必要があれば改善を検討する。
また、令和元年度に実施した基幹科目（自然分野）の改革について文系学生の自然分野科目の履修者数の検証を行い、必要があれば改善策を検討する。

【1-2】

全学及び各学部のディプロマ・ポリシーに明記した能力を身に付けさせるため、全学共通科目及び専門科目において、シラバスと連動した時間外学習を促す組織的な取組を実施するとともに、卒業に必要な単位数等について、1年間に履修科目として登録することができる上限を設定するなど、各学部で単位の過剰登録を防ぐための取組を強化する。

- ・【1】時間外学習を促すため、全学共通科目及び専門科目のシラバスについて時間外学習の記載を継続して点検し、記載率向上に取り組む。
また、授業アンケートによる時間外学習の全学的な実態調査を行う。
- ・【2】各学部では、単位の過剰登録を防ぐための方策として、個人面談等により学生の履修状況を把握して指導を行う。

【1-3】

学部・研究科における教育効果及び学生が身につけた能力等を検証するため、学生の成績情報等を基に学習成果を可視化するとともに、卒業生（修了生）及び就職先企業に対するアンケートを3年ごとに実施し、その結果を教育プログラムの改善に活用する。

- ・【1】教育支援・国際交流推進機構教育センターにおいて、全学共通教育及び専門科目の学習成果や、学位授与方針の習得度を分析して能力ごとに可視化を行い、学生の修得度を高めるための改善策について検討を行う。
- ・【2】教育支援・国際交流推進機構では、これまで実施したアンケートの分析結果を教育プログラムの改善に活用するとともに、令和2年度に行う卒業生（修了生）及び就職先企業に対する教育力アンケートの調査方法を決定し、実施する。

【2-1】

各学部のカリキュラム・ポリシーのもと、専門教育と全学体制による教養教育を実施するとともに、フィールドワーク、ヒューマンコミュニケーション、ものづくり実践、海外フィールド演習等の各学部の特色ある教育を中心として、学生が自ら学ぶ実践教育に取り組む。

- ・【1】学生の課題発見、問題解決やコミュニケーション能力の養成に資するため、全学共通教育では地域志向科目群や地域創生推進科目群、グローバル教育基礎科目群等を継続して実施するとともに、共通教育推進委員会において、履修状況等を踏まえて科目構成の見直しを検討する。
- ・【2】各学部の専門教育において、地域をフィールドとした「実践的教育」、「基礎手話」「ヒューマンコミュニケーションⅠ、Ⅱ」等のコミュニケーション、「ものづくり実践プロジェクト」等のものづくり実践、「菌類資源科学」「国際乾燥地農学実習」「国際獣医学インターンシップ演習」等の海外フィールド演習等、特色を活かした実践教育に継続して取り組むとともに、アンケート調査結果に基づき教育効果を検証して改善点を検討する。

【3-1】

各研究科のカリキュラム・ポリシーのもと、高度な専門教育に加えて、研究者及び高度専門職業人として必要な教養教育を実施するとともに、地域創造、臨床研究、過疎地域、ナシ新品種の育成、きのこ資源の利活用、乾燥地農学等の各研究科の特色ある研究に基づき、理論と実践を融合した教育に取り組む。

- ・【1】持続性社会創生科学研究科において、研究者及び高度専門職業人として必要な教養を身につけさせるため、「持続性社会創生科学概論1、2」「研究者倫理」等を引き続き開講するとともに、アンケート結果等を踏まえ、更なる充実策を検討する。
- ・【2】各研究科において、「地域リテラシー特論」等の地域創造、「臨床研究安全倫理特論」等の臨床研究、「システム計画学特論」等の過疎地域、「生命環境農学特論Ⅱ（生産資源環境）」等のナシ新品種の育成、きのこ資源の利活用、「国際乾燥地科学特論Ⅱ（食糧・農業）」等の乾燥地農学等、特色ある研究を活かした教育に取り組む。

(2) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

【4-1】

全学的な教育の内部質保証システムの体制として、教育関連のデータ収集・分析を行うIR活動、学生、教職員や学外関係者からの継続的な意見聴取の取組等の機能を強化する。

- ・【1】教育支援・国際交流推進機構と学長室IRセクションが連携し、学生の教育効果や学習成果を把握するため、データの提供及び可視化、必要に応じて分析に取り組む。
また、令和2年4月に施行する教育の内部質保証の要項等に基づき、内部質保証体制の構築を実施する。
- ・【2】各学部・研究科では、学生・教職員や学外関係者からの意見聴取のため、教育に関するアンケート、保護者等との意見交換会等を実施するとともに、令和元年度に見直した授業アンケート、学生生活実態調査、卒業生アンケート等の結果を踏まえて、引き続き教育改善に取り組む。

【4-2】

組織として教育の質の改善・向上を図るため、各学部・研究科における教育プログラムの質保証として、様々な形態のFD活動を展開し、教授方法や授業改善に結びつけるよう取り組む。

- ・【1】教育支援・国際交流推進機構では、全学、各学部及び各研究科のFD取組状況を把握するとともに、教員のキャリアやニーズに応じたFD活動の実施計画を立て実施し、FD活動の効果を検証する。
また、各学部においてはFD活動として授業公開や研修会等を実施し、教育の改善につなげるとともに、FD活動の効果を検証する。

【5-1】

学生の意見を把握するため、隔年で学生生活実態調査を実施し、その結果をe-Learning等のICT環境、図書館、自主的学習環境等の改善及び充実に活用する。

- ・【1】平成30年度学生生活実態調査の結果に基づき、学生が自由に利用できるスペースの活用、学生用図書・電子ジャーナル等の図書館資料の整備や学生の参画による図書の選定、e-learning等の学習支援、ネットワーク環境等、引き続き学生に対する教育環境の改善・充実に取り組む。
- ・【2】平成30年度に実施した学生生活実態調査の結果に基づき、ICT環境の改善について検討する。また、令和2年度に新規導入するLMS（Learning Management System）のmanabaの利用者マニュアルの作成と利用講習会の開催を通じ、e-Learningシステムの利用促進の啓発とコンテンツ作成の支援を行う。

（3）学生への支援に関する目標を達成するための措置

【6-1】

入学センター、教育センター、学生支援センター、キャリアセンター及び各学部・研究科の教職員で構成された既存委員会の更なる活用、関係部署の横断的な取組等を行い、学生の入学前から卒業後までを通じた総合的な支援が行える全学的なエンロールメント・マネジメント体制を構築する。

- ・【1】全学的なエンロールメント・マネジメントの一環として、既存委員会の活用を含めた実施体制、関係するセンター等が連携して取り組む総合的な支援内容を引き続き検討する。
また、学内システムでの活用を想定した学生ポートフォリオについて、令和元年度に試行した結果を踏まえ、学修ポートフォリオ作成様式を再検討し、必要に応じ修正を施し、令和3年度からの実施を目指す。

【6-2】

障害のある学生等の多様な学生への支援、経済支援や就職支援等の体制を充実させるため、学生支援センター及びキャリアセンターの機能を強化する。

- ・【1】多様な学生への学習支援、経済支援や就職支援等を充実させるため、学生への学習・生活・就職等に対する相談対応や各種支援策を継続して行うとともに、これまでの学生支援の事例を整理し「教職員のための障がい学生支援鳥大編」の作成に向けた準備を行う。
また、学生（障害のある学生も含む。）に対し、入学時のサポート周知カードの継続配付、学生支援センターだよりの毎月掲示等を通して、学内の相談窓口を広く周知する。

（4）入学者選抜に関する目標を達成するための措置

【7-1】

受験生の能力・意欲・適性を多面的・総合的に評価するため、アドミッション・ポリシーの改訂、選抜方法や評価方法の見直し・具体化を行い、新たなアドミッション・ポリシーに基づいた入学者選抜を実施する。

- ・【1】アドミッション・ポリシーに基づいた入学者選抜を実施するとともに、令和元年度に行った新たな選抜方法の検証を行う。
- ・【2】教育支援・国際交流推進機構入学センターと各学部において、平成30年度までに検討し、令和元年度から実施した多面的・総合的な評価などの選抜方法を広報するとともに、大学入学共通テストへの対応と今後の入試改革への情報収集と検討に取り組む。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

【8-1】

大学の特色・強みである乾燥地科学、菌類きのこ資源科学、染色体工学等の先端的研究や複数の研究者が取り組む基盤的研究において、国際共著論文の件数を第2期中期目標期間より10%以上増やすことを目指す。(戦略性が高く意欲的な計画)

・【1】乾燥地研究センター(国際乾燥地研究教育機構)は、限界地プロジェクト(第2期)等の国際共同研究等を積極的に進めるとともに、国際会議・セミナーの開催等を通じた国際ネットワーク構築を進める。

また、国際的存在感を持つ学際的研究拠点の形成に向け、連携ネットワークの拡大や国際共著論文の更なる増加に向けた取組を継続実施するとともに、国際乾燥地研究教育機構運営協議会の中間評価等に基づき必要に応じて改善を行う。

・【2】きのこ資源の活用研究、染色体工学、高病原性鳥インフルエンザ等の研究拠点やグリーン・サステナブル・ケミストリー(GSC)等の研究プロジェクトにおいて、国内外の研究機関と協力した国際共同研究等を継続して実施する。

・【3】研究推進機構では、大学の特色・強みである研究に対して、戦略的に競争的資金が獲得できるよう、令和元年度の研究支援策について検証するとともに、出口戦略を見据えたプレアワード及びポストアワード業務の強化、申請時における申請内容のブラッシュアップ支援、採択後の知財取得支援等を行う。さらに、知財活用強化を図るため、研究戦略上重要な技術分野の知財戦略(素材分野、乾燥地研究等)を企画する。

【8-2】

国際的に優位性の高い研究拠点において、現有の研究系センターや学部等の横断型プロジェクトを組織するなどの有機的連携により、黄砂・環境修復プロジェクト等の乾燥地・発展途上国等に関する研究、健康で安全な社会のための菌類きのこ資源の活用を推進する研究等に取り組む。(戦略性が高く意欲的な計画)

・【1】乾燥地科学等における「黄砂・環境修復プロジェクト」をはじめとする全学参画型研究プロジェクト、「健康で安全な社会のための菌類きのこ資源の活用」におけるきのこ抽出物ライブラリーをもとに探索した創薬リード化合物や機能性食品としての有用化合物等の構造解析、「染色体工学技術等鳥取大学発治療用新技術の人獣医療応用への実現化に向けた取組」におけるヒト人工染色体の開発等を継続して推進する。

【9-1】

地域イノベーションに貢献するため、大学が保有するキチン・キトサンのファイバー化技術等の知的資源や医療機器開発及びロボット開発研究等の研究成果を活用し、新製品の創出等に取り組む。(戦略性が高く意欲的な計画)

・【1】キチン・キトサンのファイバー化技術等の優れた素材技術に関して、ベンチャー企業を中心として出口企業とのマッチングを図り、新製品の創出に継続して取り組むとともに、大企業との組織連携案件の創出にも取り組む。

・【2】「医療機器等開発プロジェクト」におけるロボティクスによる医療の自動化や高度な診療支援技術等、「再生医療・革新的がん治療法実現のための新技術開発」における次世代の抗がんウイルスシーズ、組織再生工学を用いた肝細胞シート、脂肪幹細胞シートとバイオペースメーカーシートの開発等に関連する医工農連携の研究プロジェクトを継続して推進する。

また、農学部附属フィールドサイエンスセンターでは、軽労化・省力化のための農業機械開発研究等の研究成果を活用するため、新たな改良機を作成し、圃場で検証する。

【9-2】

地域から世界各地に及ぶ研究フィールドにおいて、山陰の地域課題研究を通じた人口希薄化社会の新たな価値発見・創造のための教育研究プログラム、附属学校・地域と連携した子供の発達支援と教師の成長プロセスに関する学際研究・実践プロジェクト等の実践的研究を行い、その成果を地域社会に還元する。

- ・【1】「山陰の地域課題研究を通じた人口希薄化社会の新たな価値発見・創造のための教育研究プログラム」の一環として、地域創生リーダーの育成に向け、持続性社会創生科学研究科において、「地域マネジメントスタディズ」のプログラム科目を継続して実施するとともに、履修者に対して開設授業科目の満足度調査を実施する。
また、地域価値創造研究教育機構では、地域の企業や行政、住民等との協働により地域における研究成果の実装・活用を目指した報告会を開催する。
- ・【2】「附属学校・地域と連携した子どもの発達支援と教師の成長プロセスに関する学際研究・実践プロジェクト」において、地域学部附属子どもの発達・学習研究センター及び教育支援・国際交流推進機構教員養成センターが連携し、学童期と思春期の発達の特徴を明らかにし各種領域の発達関連を明らかにするとともに、引き続き地域の教育課題について調査し、地域コホートとして取り上げる項目を整理する。
- ・【3】「地域の一次産業基盤の強化のための未利用生物資源活用技術の確立と農林業管理システムの開発」において、バイオマスの活用による地域特産商品開発、ITを活用した圃場管理に関する情報収集等による農林業管理システムの開発等に継続して取り組むとともに、これら取組の評価を通じて必要に応じて改善に取り組む。

【10-1】

乾燥地科学分野における共同利用・共同研究拠点として、乾燥地科学拠点における研究・教育・ネットワーク等の機能を強化することにより、国際的共同研究の件数を第2期中期目標期間より20%以上増やすことを目指す。

- ・【1】乾燥地研究センターでは、共同利用・共同研究拠点として乾燥地科学分野の重点研究プログラムを引き続き推進する。平成30年度に実施した中間評価の結果を踏まえて、強みである国際学術ネットワーク等を拡充することで、国際共同研究の増加に取り組む。

(2) 研究実施体制等に関する目標を達成するための措置

【11-1】

新しい研究コアとなり得る基盤的研究を大型プロジェクトに発展させるため、研究戦略を担う新たな組織を設置するなど研究開発マネジメント体制を平成29年度までに構築するとともに、設備の共同利用支援、URAの配置、国内外の研究機関との連携等による学際的な研究環境を整備する。

- ・【1】研究推進機構では、サステナブルサイエンス研究センター（鳥取地区）と先進医療研究センター（米子地区）において、新しい研究コアとなり得る異分野融合研究や基盤的研究（バイオ創薬、環境科学等）を大型プロジェクトに発展させるため、知財権利化等の支援を重点的に実施する。
- ・【2】研究推進機構研究戦略室（設備サポート）では、設備の共同利用化及び技術の高度化を充実させるため、大学間での設備の相互利用の拡大及び技術セミナー等の企画開催に取り組む。
また、「とっとりイノベーション・ファシリティ・ネットワーク（TIFNet）」の活動を継続させるため、今後の活動計画の策定に引き続き取り組むとともに、参画機関との技術セミナー等の企画開催に取り組む。
- ・【3】研究環境整備の一環として、学際的研究に取り組むため、国内外の研究機関等との組織間連携や研究者交流を継続して行う。

【11-2】

新たな強み研究を生み出すため、将来有望な研究者等の育成システムとして、若手研究者を対象とした研究費の確保や研究環境の整備等に取り組む。

- ・【1】若手研究者を対象とした育成システムとして、学長リーダーシップ経費による若手研究者育成経費による支援、科研費の若手研究獲得に向けたブラッシュアップの実施等を引き続き実施する。

3 社会との連携や社会貢献及び地域を志向した教育・研究に関する目標を達成するための措置

【12-1】

学生の地域に関する知識や関心を高め、スキルを身につけるための地域志向型人間力教育プログラムの点検・改善を行う。

また、持続可能な地域を構築していくための施策立案や実施能力が身につけられる教育方法を構築する。

- ・【1】地域価値創造研究教育機構は、地域創生推進プログラムについて、学生の立案・実施能力の修得度の可視化等を含む自己点検・評価を継続的に実施し、同プログラム及びそれを構成する各授業の内容等を必要に応じて改善する。
また、教育支援・国際交流推進機構キャリアセンターでは、地域協働型インターンシップの参加者数及び県内就職者数の推移を検証し、これまでの取組効果を把握する。
- ・【2】持続可能な地域を構築していくための施策立案や実施能力が身につけられる教育として、地域志向人間力教育プログラムや地域創生推進プログラムに関連する各学部の専門科目（「地域振興論」「地域教育政策論」「老年看護学実習」「在宅看護学実習」「プロジェクトマネジメント」「ものづくり実践プロジェクト」「農山村社会学」「6次産業化論」）に継続して取り組む。

【12-2】

地方自治体、地元企業等と連携した共同研究（地域志向教育研究）等により、地域の人口減少・少子高齢化等に対する課題を抽出し、課題解決策や課題解決支援手法の開発を行う。

- ・【1】地域課題の解決に向けて、地方自治体、地元企業等と連携した地域参加型研究プロジェクトや地域を支える実践的な人材を育成する地域実践型教育活動等を全学的に実施する。
また、上記の企業、自治体等に対して令和元年度に実施した地域志向教育研究の満足度等の調査結果を踏まえ、活動方法等について見直し・改善を行う。

【13-1】

地域社会や住民のニーズに対応した公開講座、出前講座や講演会等を開催するとともに、地元企業、官公庁等と連携した行政人材等の育成講座、鳥取大学振興協力会と連携した企業人材育成講座等の実践的リカレント教育プログラムを実施する。

- ・【1】地域社会や住民のニーズに沿った公開講座、出前講座及び講演会等を継続して企画・実施するとともに、参加者へのアンケート等を行い、その結果を踏まえ、必要に応じて改善に取り組む。
また、地域価値創造研究教育機構は、地域価値創造研究教育推進プログラムの地域実践型教育活動（エクステンション&アウトリーチ事業）として、各部局が行う公開講座、出前講座、講演会等に対して、活動経費や広報活動への支援を行う。
- ・【2】鳥取大学振興協力会を始めとする地元企業のニーズに即した形で、イノベーション人材等を育成するリカレント教育プログラムを、地域価値創造研究教育機構が中心となって開発・実施する。
また、地元企業、官公庁等と連携した行政人材等の育成講座を継続して実施するとともに、鳥取大学振興協力会と連携した企業人材育成のための実践的リカレント教育

プログラムとして、連携セミナー及び研究室訪問を実施する。

上記取組の受講者や参加者の満足度を調査し、調査結果を踏まえて、必要に応じて見直しや改善を行う。

【13-2】

地域におけるイノベーションの創出や社会人の学び直しに資するため、産学協同による学生や社会人の人材育成として、過疎・高齢化等の課題抽出過程から地域住民の実質的な参画を促す住民参加型地域課題研究に取り組む。

- ・【1】地域価値創造研究教育機構は、地域課題の調査・抽出を地域の研究パートナーや学生の参画・協働を最大限に促しつつ実施される地域調査型研究プロジェクトや本学の研究教育成果を地域社会に還元し、地域におけるイノベーション創出や社会人の学び直しに資するエクステンション&アウトリーチ事業を推進する。

4 その他の目標を達成するための措置

(1) グローバル化に関する目標を達成するための措置

【14-1】

持続社会創生に貢献できるグローバル人材を育成するため、教育システムの国際通用性の向上、外国語による授業の増加、多様なグローバル資質・背景を持つ教員の増加等により、全学的なグローバル教育体制を整備する。

また、これらを情報発信することにより、外国人留学生の受入を増やすとともに、日本人学生の海外への留学を促す取組を行う。

- ・【1】教育支援・国際交流推進機構における全学的なグローバル人材育成の教育体制を引き続き点検する。
また、グローバル人材育成教育プログラムとして、グローバル基礎力養成コース及びグローバル強化コースを引き続き実施するとともに、これまでの実施結果を踏まえて、グローバル活動ポイントを導入するなど、教育内容を改善する。
さらに、教育支援・国際交流推進機構では、学生、教職員へ実施した外国語による授業の効果、実施上の課題等に関するアンケート結果を踏まえて、授業の改善と必要に応じて新たな取組を開始する。
- ・【2】教育支援・国際交流推進機構国際交流センターでは、新たな広報戦略を踏まえて留学生の就職支援等の情報発信を行う。
- ・【3】外国人留学生の受入及び日本人学生の留学に関する全学的な方針に基づき、日本語学校で学ぶ外国人学生に対する本学への招聘を継続実施する。
また、G-frenz（国際交流活動のための学生チーム）と協働した国際交流活動、Lunch Time World Café、留学生との交流会等の留学を促進するための施策やインターンシップの実施等により、それぞれの留学機会の増加に向けて取り組む。

【14-2】

キャンパスのグローバル化・多様化を推進するため、海外からの留学希望者に対する外国語による情報発信、入試方法・入学手続きの改善を行うとともに、留学手続きの簡素化・多言語化、留学生に対する日本語教育の実施、宿舎・生活支援等の受入及び支援体制を強化する。

- ・【1】国際交流に関する公式ウェブサイトについて、ホームページへのアクセス状況及び令和元年度に実施した点検結果を踏まえ、「鳥取大学の国際交流」、「鳥取大学から海外へ」等のコンテンツの内容を改善する。
- ・【2】入試方法・入学手続きに関する改善策についての検証結果を踏まえて、引き続き改善策を実施する。
また、簡素化された留学手続きについて英語、中国語、ハングルを中心に多言語化

を行う。

- ・【3】留学生に対する日本語教育について、アンケート結果や実施状況を踏まえて、目的別・専門別日本語教育プログラムを本実施する。
また、留学生受入れのためのガイドブックを整理し、宿舎への受け入れ等を分かりやすくかつ迅速に対応する。

【14-3】

外国人学生に対して地域の多様な課題をテーマとした実践活動及び地域と共に学ぶ教育プログラムを実施するとともに、地域住民に対して語学教育、異文化理解教育及び海外安全教育を行う。

- ・【1】外国人学生に対して実施している農作業支援・日本文化体験等や「グローバル化社会における多文化共生のための協働力育成プログラム」の実践的活動を行うとともに、実施状況を分析し、必要に応じて改善に取り組む。
- ・【2】地域住民に対して、留学生の母国語や文化・風俗習慣等を紹介する異文化理解教育、語学教育を実施する。また、参加者の意見を聞き、必要に応じて教育内容の改善を行う。
地域住民に対する海外安全教育の一環として、外国人留学生と地域住民との協働活動あるいは交流会などにおいて、参加留学生による出身国の紹介の際に、渡航及び滞在時の安全管理の説明を行う。

【15-1】

世界の乾燥地問題の解決において貢献できるグローバル人材を育成するため、国際乾燥地研究教育機構の国際共同研究の枠組みや本学の海外教育研究拠点を活用し、メキシコ海外実践教育プログラム、鳥取大学インターナショナル・トレーニング・プログラム（TU-ITP）等の多様な実践教育を実施するとともに、その教育効果を点検し、プログラムの改善を行う。

- ・【1】教育支援・国際交流推進機構、国際乾燥地研究教育機構、各学部・研究科等が連携して、国際乾燥地研究教育機構の国際共同研究の枠組みを活用した「鳥取大学インターナショナル・トレーニング・プログラム（TU-ITP）」、本学の海外教育研究拠点を活用した「メキシコ海外実践教育プログラム」、「ウガンダ海外実践教育プログラム」等の多様な実践教育を企画・実施する。
- ・【2】「メキシコ海外実践教育プログラム」、「ウガンダ海外実践教育プログラム」等の実践教育に参加した学生のグローバル能力の修得度の測定を行い、必要に応じてプログラムの改善に取り組む。
また、「鳥取大学インターナショナル・トレーニング・プログラム（TU-ITP）」に参加した学生の進路、社会での活躍状況等の調査結果に基づき、プログラムの改善を引き続き行うとともに、多様な実践教育が国際乾燥地科学専攻等の正規課程含め、体系的かつ効果的に実施されているか総合的に評価する方法を検討する。

【15-2】

学生、教職員の海外渡航に際しての安全管理（危機予防と対応）を強化するため、多様な国・地域、渡航形態に対応した危機管理シミュレーションを取り入れた海外安全マネジメント教育・研修を徹底する。

- ・【1】これまでに実施した多様なインシデントを想定した危機管理シミュレーションの結果を踏まえて、令和元年度に整備した危機管理マニュアルの点検等、安全管理体制を見直し・改善する。
- ・【2】海外へ渡航する学生、教職員に対して海外安全マネジメント教育・研修を継続して実施する。
また、海外安全マネジメント教育・研修について、令和元年度の見直し結果を踏まえてe-learningも含めた多様な方法で実施する。

(2) 附属病院に関する目標を達成するための措置

【16-1】

高度な医療技術と医療知識、高い倫理観と豊かな人間性を備える医療者の育成を目指し、地域で求められる医師像も念頭に置いて、卒前から卒後を連結した教育を実践する。

- ・【1】医学科カリキュラム運営委員会では、新カリキュラムについて、医学教育分野別認証評価における外部評価報告書に基づいて、改善策を検討する。
また、臨床実技能力の到達度を評価するための臨床実習終了時の客観的臨床能力試験（OSCE）について、これまでの実施結果を検証し改善を行った客観的臨床能力試験（OSCE）を実施する。
- ・【2】新専門医制度のサブスペシャリティ領域の専門研修プログラムに申請するため、各領域を担当する診療科等において、日本専門医機構等が示す方針に基づいた本院における研修プログラムの整備状況の把握を行う。

【16-2】

質の高い臨床研究を推進するため、本院の特徴である次世代高度医療推進センターを中心として、研究者倫理を遵守し、医工連携を通じた人材育成を進めるほか、新たな医薬品及び新しい医療機器開発を5件以上実施する。

- ・【1】医療機器等の開発に向けた医工農連携プロジェクトについて、令和元年度までの実施状況を踏まえ、医療用シミュレータ、微細加工技術を用いた生体センサ等の実用化に取り組む。
- ・【2】透明性及び質の高い臨床研究を推進するため、定期的実施状況報告書の提出を求め、倫理指針の遵守及び利益相反管理に取り組む。
信頼性を確保するため、臨床研究のコンサルテーション及び相談窓口業務を強化し、Quality by designの概念を組み込んだ研究立案を支援する。
- ・【3】医学部生（卒前教育）、医学系研究科生（大学院）及び研究者に対して、研究者倫理、法令並びに方法論に関する教育を継続するとともに、研究不正、オーサーシップ等の教育を徹底し、周知を図る。
- ・【4】新規医療研究推進センターを中心に、研究推進機構と協働して有望シーズの掘り起こしを行い、新規開発の院内プロジェクトにより開発、製品化に取り組む。

【17-1】

低侵襲外科センターを中心として、ロボット手術等の先進的医療を推進するとともに、若手医療者の技術・倫理教育を強化する等の安全性を高める取組を行う。

- ・【1】低侵襲外科センターにおいてこれまでのロボット手術実績を評価し、必要に応じて強化策を実施する。また、前年度の準備状況を踏まえ新規術式を確立する。
- ・【2】低侵襲外科センターにおいて、若手医療者を対象とした手術トレーニングの実施や手術解剖訓練の導入等の検討を行う。
また、ロボット手術の安全性を高めるため、医師及び看護師等に対する緊急ロールアウトシミュレーション等の緊急時対応訓練を実施する。

【17-2】

鳥取県内の地域医療を充実させるため、重症児の在宅支援を担う医師等養成事業、在宅医療推進のための看護師育成支援事業等による医療者のキャリア形成支援を行う。

- ・【1】令和元年度から他機関と連携することとなった重症心身障害児に従事する医療者等の教育プログラムを実施し、医療者等の充足状況の把握と育成状況について検討する。
- ・【2】「在宅医療推進のための看護師育成支援事業」において、令和元年度に検討した内容を踏まえ在宅医療推進のための看護師育成支援事業においてプログラムを引き続き実施するとともに、地域・自治体等と連携して改善策を策定する。

【17-3】

医療機関の役割分担を明確化し、地域との医療連携を推進するため、医療情報の共有化を拡充するとともに積極的な人事交流を行う。

- ・【1】鳥取県内の医療機関との連携を推進するため、令和元年度の評価結果に基づき、電子カルテ相互参照システム「鳥取県医療連携ネットワークシステム（おしどりネット3）」の拡充について検討する。
- ・【2】診療連携の強化、訪問看護等医療政策に沿った機能強化等、病院経営と病院機能の向上を目的とした人事交流について、これまでの人事交流を引き続き実施するとともに、関連医療機関と、その効果について検証する。

【18-1】

医療者が働きやすく、ワークライフバランスの向上に資する新たな制度により処遇改善を行い、看護師の離職率が7%以下を維持できるような職場環境を整備する。

- ・【1】医療者にとって働きやすい職場環境を提供し、ワークライフバランスを向上させるために必要な施策を検討するため、ワークライフバランスインデックス調査を行う。調査の結果について分析・考察を加えるとともにアドバイザーボードの検討結果を加味して改善案を実施する。

【18-2】

透明性の高い医療安全の意識を更に高めるため、医療安全教育の充実、インシデント検証の強化等を行う。

- ・【1】これまでの実施結果を踏まえ検証・改善した医療安全管理部専従スタッフ教育プログラムを継続して実施する。
また、インシデント検証体制を強化するため、インシデント検証カンファレンスの内容を踏まえ委員会・WG等での改善を実施する。

【18-3】

円滑な病院運営を行うために、病院長のリーダーシップの下、人材の配置、資金の重点配分、施設設備を効率的に配置及び活用する。

また、設備マスタープランに基づき、病院施設の充実を進める。

- ・【1】診療報酬算定のための施設基準を考慮し、「施設基準の取得等」及び「安全性又は効率性等」のため、必要に応じて人材配置及び施設整備について引き続き検討し実施する。
- ・【2】設備マスタープランに基づいて策定した大型医療設備の年度更新計画に基づき、病院長のリーダーシップの下で行う医療機器の現状調査結果や予算を勘案しながら、医療機器を効率的に配置及び活用する。

（3）附属学校に関する目標を達成するための措置

【19-1】

附属学校園が大学キャンパスに隣接しており、各学部等との迅速な意思疎通・合意形成が可能である利点を活かし、大学の教員や学生、施設等を活用した「知への探究心を培う教育」を実施する。

特に、大学の研究室等において講義を受講させることで、生徒の知ることへの興味や関心を育て、高等教育への見通しをもたせる教育を行う。

- ・【1】「知への探究心を培う教育」として、大学の資源を活用した講義体験等（「キャリアに拓く」「知の冒険」等）のキャリア教育やアクティブラーニングの手法を活用した教育、医学部が考案したイノベーション教育である「知財創造教育」等を継続実施するとともに、その成果と課題について引き続き検証を行い、必要に応じて内容を改善する。

【19-2】

地域運営協議会等を活用し、教育現場の意見を取り入れるとともに、幅広い人材交流を通じて、幼・小・中接続期の連携に重点を置いた学習カリキュラムの開発、グローバルマインドとコミュニケーション能力の育成に重点を置いた外国語教育を大学教員等と連携して行うなど、地域の教育課題の解決に向けた取組を行う。

- ・【1】地域の教育課題に対応するため、鳥取県の重点取組施策である幼保小連携や小・中における連続性のある教育の推進、ICT活用教育の推進等に対する取組について、学校教育連携推進会議、地域運営協議会等においてアンケート調査等を実施し、検証する。
- ・【2】各学校園の公開研究会等を通じて、教育研究の成果や附属学校部の取組について継続して情報発信を行うとともに、附属学校部における教育研究の成果（プログラミング教育等）についてアンケート調査等を実施し、検証する。
- ・【3】教科担当教員等による接続期における教科指導や児童・生徒支援のあり方等の検討結果及び幼・小・中接続期の学習プログラムの試行を踏まえ、幼・小・中接続カリキュラムの開発を行う。
- ・【4】大学教員等と連携したグローバルマインドとコミュニケーション能力の育成に重点をおいた外国語教育や異文化交流の体験学習に継続して取り組むとともに、これまでの検討結果を踏まえた外国語教育の在り方について、アンケート調査等を実施し、検証する。

【19-3】

大学教育支援機構教員養成センター等と協力し、現職教員等に対する追跡調査を実施し、教師の成長過程を解明するための指標を策定する。

また、その策定した指標を活用し、実践的な指導力を備え、多様な視点を持つ教員の養成に取り組む。

- ・【1】現職教員に対する教師の成長過程に関する本調査の結果を踏まえた、教師の成長過程に関する指標について、試行結果を踏まえて、指標の再検討を行うとともに、改善点を検討する。
また、継続して行っている教職ポートフォリオの自己評価シートの経年変化に関する分析を踏まえて、教師の成長過程のモデルについて検証する。
- ・【2】本学の特色に即した教員養成を行うため、教育支援・国際交流推進機構教員養成センターと各附属学校園が連携し、教員免許取得を希望する各学部の学生等に対して教育実習を継続して行うとともに、令和元年度に実施した教育実習後の調査を踏まえて、教育実習等教員養成に関わる事業の改善策について継続して取り組む。

【19-4】

第2期中期目標期間までに蓄積した子供の発達コホート研究の成果及び新たに実施する附属学校部等におけるコホート研究の成果を活用し、子供の発達や問題行動等の様態等を明らかにするための学際研究に取り組む。

- ・【1】「附属学校・地域と連携した子どもの発達支援と教師の成長プロセスに関する学際研究・実践プロジェクト」において、地域学部附属子どもの発達・学習研究センター及び教育支援・国際交流推進機構教員養成センターが連携し、学童期と思春期の発達の特徴を明らかにし各種領域の発達関連を明らかにするとともに、引き続き地域の教育課題について調査し地域コホートとして取り上げる項目を整理する。
- ・【2】子どもの発達や問題行動等の様態等を明らかにするための学際研究の成果を地域社会に還元するため、コホート研究の成果と学校現場をつなぐためのプラットフォームづくりとして、各種研修会・講演会を引き続き開催するとともに、令和元年度の検証結果を踏まえ、研究成果の発信方法等について検討する。

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置

【20-1】

意思決定システムとして、理事及び副学長等の業務分担を踏まえた有機的連携、学長室の企画立案機能の充実、客観的な情報に基づく意思決定支援機能の強化等を確立し、学長のリーダーシップの下、迅速かつ戦略的な大学運営を行う。

また、監事への支援体制を強化するとともに、監事の監査結果や学長選考会議、経営協議会等の学外者からの意見を迅速に法人運営に活かす。

- ・【1】学長室の企画立案機能の充実、客観的な情報に基づく意思決定支援機能の強化のため、現在の体制の検証を行うとともに、IRセクションにおいて情報収集・分析内容の充実策を検討する。
- ・【2】令和元年度までに実施した監事支援体制の強化策を継続する。また、学長選考会議、経営協議会等の学外者からの意見について、令和元年度までに検討した効果的な意見の聴取の方策や迅速な反映の仕組みを実施する。

【20-2】

大学改革に向けた戦略的活動に対し、効果的な教員配置、重点的な予算編成、優先的な施設設備の整備等の学内資源の再配分を行う。

- ・【1】教員配置検討委員会において、教育組織と教員組織の分離、人件費の削減計画等を踏まえた効果的な教員配置について継続して実施する。
- ・【2】学長のリーダーシップの下、令和2年度学内予算編成方針に基づき、機能強化を目的として戦略的に取り組む施策等を重点的に支援するほか、全学を挙げて取り組む事業に戦略的な予算配分を行うとともに、財務部において、その効果の検証を行う。
また、事業計画に基づき、大学改革・機能強化に対応した重点的・優先的な施設設備の整備を実施する。

【20-3】

大学の機能強化に向けた戦略的活動を支援するため、高度情報化推進構想等に基づき、情報インフラや支援環境の整備を行う。

- ・【1】高度情報化推進構想を実現するため、引き続き計画的に事業を実施するとともに、学内外の状況を踏まえ、必要に応じて事業計画を見直すなど機動的な対応を行う。

【20-4】

ダイバーシティ環境の整備を推進するため、第2期中期目標期間において男女共同参画推進室で取り組んだ実績を基に、ライフイベント中の教職員への支援、女性研究者の裾野拡大、教職員の意識啓発等の活動に取り組むとともに、女性管理職の割合を10%以上及び教員に占める外国人及び外国の大学で学位を取得した教員等の割合を20%以上にする。

- ・【1】ダイバーシティ環境の整備を推進するため、ダイバーシティキャンパス推進室(旧「男女共同参画推進室」)において、研究支援員の配置等によるライフイベント中の教職員への支援、国際公募の実施等の女性教員・外国人教職員の雇用増加につながる取組等を継続して実施する。
また、女性管理職の増加や育成に向けて、女性教職員のキャリアアップ支援に関する研修を継続して行うとともに、夏季学童保育を実施するなど、女性が働きやすい環境の整備に取り組む。

【21-1】

教育研究の質の確保とグローバル化を行うため、年俸制適用者の在職比率を15%に増加させるとともに、年俸制の導入に伴う適切な業績評価を確立し、教職員の人事評価の実施・改善を行う。

また、混合給与の導入により、国内外から優秀な人材を雇用する。

- ・【1】新採用者から適用する新たな年俸制の制度を導入し、既存の年俸制を含めた年俸制教員の在職比率を向上させるとともに、教職員の人事評価を実施し、必要に応じて改善に取り組む。
また、年俸制教員以外の教員については、人事委員会等において客観的な指標等に基づく業績評価の導入に向けて引き続き検討する。
- ・【2】クロスアポイントメント制度（混合給与）等を活用し、外国人教職員の雇用増加につながる取組を継続して実施するとともに、各部局、執行部会等において国内からの人材雇用について引き続き検討を行う。

【21-2】

効果的な法人運営を行うため、高度な専門性を有する者等を配置するとともに、キャリアパスの確立に向けた教職員研修を計画的に実施する。

- ・【1】職員の適性に基づく多様な働き方を可能とするため、リサーチアドミニストレーター（URA）以外の高度専門職の配置効果について検討する。
- ・【2】教職員の資質向上やキャリアパスの確立に向け、専門分野別及び階層別の研修等を計画的に実施するとともに、令和元年度の効果検証に基づき、必要に応じ改善を行う。

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

【22-1】

ミッションの再定義に示した学部等の強みや特色をさらに向上させるため、平成29年度を目途に地域学部及び農学部の改組を実施する。

- ・【1】地方創生に資する大学の教育力を総合的に強化するための改組（地域学部及び農学部）において、設置計画に基づき、授業科目の開講、教員の配置等の状況を点検し、引き続き着実に実施する。

【22-2】

自然・人文・社会科学系の研究・教育を組織横断的に実施するため、既存の研究科を抜本的に見直し、平成29年度を目途に地域学研究科、工学研究科及び農学研究科を持続社会創生科学研究科（仮称）に統合する改組を実施する。

- ・【1】医学系研究科の改組（生命科学専攻、機能再生医科学専攻、保健学専攻を医科学専攻に改編）を実施する。
また、工学研究科博士後期課程の令和4年度改組に向けて引き続き検討する。
さらに、共同獣医学研究科及び連合農学研究科において、設置計画に基づき、授業科目の開講や教員の配置等の状況を点検し、着実に実施する。

3 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

【23-1】

I R 部門における意思決定支援等の「教職協同」による大学運営を推進するため、教育研究組織の見直しに伴い、平成29年度を目途に合理的な事務組織の改組を実施する。

- ・【1】令和元年度までに実施した事務組織の改編について、引き続き実施結果の検証を行うとともに、米子地区事務部への医療支援課の新設等の事務組織整備を実施する。
また、平成30年度に整備した学長室 I R セクションと事務局各課との連携体制により、データの効率的な収集と整備を継続して行う。

【23-2】

事務組織を効率的に運営するため、業務の継続的な見直し、業務の外部委託、災害等に備えた大学間連携等を実施する。

- ・【1】効率的な業務運営に向けて、新たな業務改善及び外部委託等に継続して取り組む。
- ・【2】災害等に備えた大学間連携として、引き続き災害用備蓄品の情報を他大学と共有する。

Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

【24-1】

競争的資金、共同研究、受託研究等の獲得に向け、全学的な支援体制として産学・地域連携推進機構等の申請支援機能を強化し、研究者の外部研究資金等の獲得金額を第2期中期目標期間より5%増加させる。

- ・【1】戦略的な外部資金獲得への支援機能を強化するため、研究推進機構では、リサーチ・アドミニストレーターを中心に国の科学技術政策の調査分析や学内研究資源の把握等からなる「研究戦略推進支援」、プロジェクトの企画から設計・調整・申請までを担う「プレアワード」、プロジェクト採択後の適正な運営に関する「ポストアワード」、等の業務に継続して取り組む。

また、「産学連携支援」、「知財管理活用」、「研究の情報発信」等の関連専門業務に取り組む。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

【25-1】

大学の教育研究機能を効果的に発揮するため、人件費の抑制に継続的に取り組むとともに、財務データの分析結果を活用した客観的な情報に基づいた管理経費の抑制及び資源の有効配分に取り組む。

- ・【1】平成28年度に策定した第3期中期目標期間中の人件費削減計画に基づき、人件費の削減に継続して取り組むとともに、平成29年度から令和元年度までの人件費削減計画の実績を分析し、取組成果と今後の計画の補正について検証する。

- ・【2】「第3期中期目標期間経費削減に向けての取り組みについて」に基づき、印刷費・再生紙等の管理経費の削減に継続して取り組む。

また、財務データの分析を行い、管理経費の抑制及び資源の有効配分に引き続き取り組む。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

【26-1】

資産（土地・建物・設備）について、実態調査による現状把握及び適正な見直しを行うとともに、遊休資産等については、用途変更等により有効活用に取り組む。

- ・【1】鳥取大学減損会計処理要項に基づき、土地・建物・設備についての現状を調査する。

また、過去の調査において遊休資産等に該当する資産がある場合、適正な見直し検討等を行い有効活用に取り組む。

【26-2】

資産（資金）について、財務状況を踏まえ、安全性や収益性を考慮した運用を行う。

- ・【1】令和元年度に改正した資金運用方針に基づき、安全性及び収益性を考慮した資金運用を継続して行う。

Ⅳ 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

【27-1】

大学や部局における教育研究活動や運営について、組織として自己点検・評価を継続的に実施し、評価結果を組織運営に反映する。

- ・【1】令和元年度の自己点検評価を実施し、法人評価（4年目終了時評価）に対応する。

また、大学機関別認証評価の大学評価基準等を踏まえ、教育プログラムに関する自己点検・評価等を実施する。

- ・【2】法人評価(令和元年度及び4年目終了時評価)や教育プログラムに関する自己点検・評価の結果を踏まえ、本学の特色ある活動は継続実施するとともに、課題等があれば改善に取り組む。

また、評価結果を組織運営に反映する方法を検討する。

2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置

【28-1】

大学の特色や教育・研究の成果、社会貢献活動等の情報を、受験生、企業及び地域・一般の方に対し公式ウェブサイト等により情報の探しやすさ、見せ方を向上させる。

- ・【1】大学の特色や教育・研究の成果、社会貢献活動等の情報の探しやすさ・見せ方を向上させるため、それぞれのWebサイト利用者(受験生、企業、地域・一般の方)に対して、本学の特色や教育・研究成果等が明確になるように、広報誌や大学案内等の広報媒体との連携に取り組む。

V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置

【29-1】

グローバル化やイノベーション創出に呼応したスペース確保と高度な教育研究環境への機能改善に向け、国の財政措置の状況を踏まえ、新たに策定するキャンパスマスタープランに基づき、老朽インフラの計画的更新、基盤設備の長寿命化等を実施するとともに、施設・設備等の既存ストックの維持管理や有効活用を行う。

- ・【1】平成28年度に策定した「鳥取大学キャンパスマスタープラン2016」、毎年度見直しを行っている「インフラ設備等の整備計画書」に基づき、農学部等空調設備及び附属学校の老朽インフラ更新により施設の長寿命化を推進する。
- ・【2】令和元年度に見直しを行った年次計画に基づき、施設の有効活用調査を実施し、スペースマネジメントに取り組む。

また、施設・設備等の既存ストックの維持管理や有効活用に取り組む。

【29-2】

学生、留学生、障害のある学生や教職員等が快適に過ごせるキャンパス構築に向け、国の財政措置の状況を踏まえ、キャンパスアメニティ、ユニバーサルデザインに配慮した老朽施設のリノベーション(新たな施設機能の創出を図る創造的な改修)、屋外環境の整備等を計画的に実施する。

- ・【1】「鳥取大学キャンパスマスタープラン2016」、「鳥取大学インフラ長寿命化計画(個別施設計画)」に基づき、アリドーム改修及びアレスコ棟のバリアフリー改修等の施設整備を実施する。

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

【30-1】

学生、教職員等の安全確保を図るため、危機管理体制の強化や施設整備の推進等により、危機管理における予防的対応に取り組む。

- ・【1】平成30年度にまとめた、本学において想定されるリスク及び対応状況等に基づき、危機管理における予防的対応について、危機管理委員会にて引き続き自己点検を行う。

また、学生、教職員等の安全確保及び教育研究環境を持続的に維持するため、重要インフラ設備の改善を行い、安全・安心なキャンパス環境の整備を実施する。

【31-1】

組織として安全管理の徹底を図るため、第一種衛生管理者の有資格者を120名以上確保するとともに、部局衛生管理者を30名以上配置することにより、職場巡視等の安全管理体制を強化する。

また、安全管理に関する活動を推進するため、学生・教職員に対し、事故等の未然防止等に繋がる意識啓発活動に取り組むとともに、教職員の参加状況の把握や実施状況のチェック体制等を充実させるなど、社会情勢に応じた安全衛生教育を行う。

- ・【1】組織として安全管理の徹底を図るため、有資格者数の確認を行いつつ、第一種衛生管理者の有資格者を引き続き120名以上確保するとともに、部局衛生管理者を引き続き30名以上配置する。

また、安全管理体制強化策の検討を行う。

- ・【2】新採用教職員に対し、労働安全衛生研修を継続実施するとともに、必要に応じて研修内容の見直しを行う。

また、本学で発生した労働災害等（特に、発生の多い事例や危険箇所等）について、安全衛生委員会での報告、教職員向けウェブサイトの掲載等により再発防止に取り組む。

さらに、学生に対する事故の未然防止に係る意識啓発活動に取り組む。

- ・【3】職場巡視を行う衛生管理者に対して、社会情勢に応じた安全衛生教育研修を継続して実施する。

また、研修の参加状況を把握するとともに、研修内容の充実及び巡視の課題や改善等について引き続き検討し、必要に応じ改善を行う。

3 法令遵守等に関する目標を達成するための措置

【32-1】

大学職員としての行動や大学の活動全般において、学内規則を含めた法令遵守を徹底する。特に、研究活動における不正行為、公的研究費の不正使用等の事前防止及び再発防止のため、倫理教育及びコンプライアンス教育の強化等により教職員への啓発活動を充実し、不正防止活動に取り組む。

- ・【1】研究活動の不正行為防止のための説明会を行うとともに、研究に携わる者を対象とした研究倫理教育の強化に向けた取組としてAPRINの教材によるe-Learning、外部講師による研究倫理セミナー等を引き続き行う。

- ・【2】研究費等の不正使用を防止するため、公的研究費等不正使用防止計画推進室では、教職員への啓発活動に継続して取り組むとともに、平成30年度から全学的に実施し、本学作成教材によるe-Learningの受講状況及び理解度テストの結果等を引き続き検証し、必要に応じてより効果的な実施に向けて内容等を見直す。

- ・【3】遺伝子組換え実験、動物実験及び放射線を用いた実験を行う研究の法令遵守を徹底するため、講義形式もしくはe-Learningシステムを用いた教育訓練を継続して実施する。

また、安全管理の体制を強化するために、遺伝子組換え実験、動物実験、放射線に加え人及び動物の感染症に関する安全委員会の連携を図る体制構築として統括安全委員会等の設置準備等に取り組む。

- ・【4】法令遵守を徹底するため、責任ある職務遂行やハラスメント防止、労務管理、個人情報保護等について、各種研修会を継続実施する。

【32-2】

情報漏洩等による社会的信用の失墜を未然に防ぐため、e-Learning等を有効活用した情報セキュリティ教育の充実、情報漏洩を防止する情報システムの導入等により情報セキュリティ対策を強化する。

- ・【1】情報セキュリティ研修会を引き続き実施するとともに、動画配信による情報セキュリティ研修の機会を提供することにより、受講率の向上に取り組む。
また、新任教職員に対する鳥大ID（統一認証アカウント）及び学内ネットワーク利用の資格審査を実施するとともに、2年目以降在籍する教職員に対する資格審査について、引き続き実効性のある方法を検討する。
- ・【2】平成29年度に導入した情報漏洩対策システムの有効性の検証結果を踏まえ、更なる対策として、標的型攻撃やランサムウェアなどによるサイバー攻撃を検出して対応するEDR（Endpoint Detection and Response）システムを導入するほか、フィッシング攻撃への対応システムの導入についても検討する。
- ・【3】鳥取大学情報セキュリティインシデント対応チーム（TU-CSIRT）は、過去に本学で発生した情報セキュリティインシデントへの対応を検証し、本学における情報セキュリティ対策の更なる改善について引き続き検討を行う。

VI 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

別紙参照

VII 短期借入金の限度額

○短期借入金の限度額

1. 短期借入金の限度額

2,697,854千円

2. 想定される理由

運営費交付金の受け入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることが想定されるため。

VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

1. 重要な財産を譲渡する計画

- ・中国・四国地区国立大学大山共同研修所の土地及び建物を譲渡する。
(鳥取県西伯郡伯耆町金屋谷字榊水高原793-44、7、326.01㎡)

2. 重要な財産を担保に供する計画

- ・附属病院施設・設備の整備に必要な経費の長期借り入れに伴い、本学の土地及び建物を担保に供する。

IX 剰余金の使途

毎事業年度の決算において剰余金が発生した場合は、その全部又は一部を、文部科学大臣の承認を受けて、教育、研究、診療の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

X その他

1 施設・設備に関する計画

(単位：百万円)

施設・設備の内容	予 定 額	財 源
・(医病) 基幹・環境整備 (受変電設備更新等)	総額 838	施設整備費補助金 (389)
・(米子) ライフライン再生 (電気設備)		設備整備費補助金 (0)
・(医病) 基幹・環境整備 (昇降機設備等)		長期借入金 (415)
・(三浦) 総合研究棟改修Ⅱ (獣医学系)		(独) 大学改革支援・学位授与 機構施設費交付金 (34)
・(三浦) ライフライン再生 (給排水設備)		
・(米子) ライフライン再生 (給排水設備)		
・(浜坂) 実験研究棟改修(農学系)		
・営繕事業		

注) 金額は見込みであり、上記のほか、業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や、老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもあり得る。

2 人事に関する計画

- 1) 学長のリーダーシップの下、学術研究院において教員定員やポストを管理するとともに、教員配置検討委員会において効果的な教員配置を行う。
- 2) 平成28年度に策定した第3期中期目標期間中の人件費削減計画に基づき、人件費削減を実施する。
- 3) 学長のリーダーシップの下、ライフイベント中の教職員への支援、女性教員の雇用増加及び研究活動支援、女性管理職の増加や育成につながる取組を実施する。
- 4) 年俸制、クロスアポイントメント制度(混合給与)等を活用し、国内外の優秀な人材を確保する。

(参考1) 令和2年度の常勤職員数 2,332人

また、任期付き職員数の見込みを48人とする。

(参考2) 令和2年度の人件費総額見込み 18,900百万円(退職手当は除く)

(別紙) 予算 (人件費の見積もりを含む)、収支計画及び資金計画

1. 予算

令和2年度 予算

(単位 : 百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	10,791
施設整備費補助金	389
補助金等収入	28
大学改革支援・学位授与機構施設費交付金	34
自己収入	27,508
授業料、入学金及び検定料収入	3,548
附属病院収入	23,430
雑収入	530
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	1,713
引当金取崩	19
長期借入金収入	415
目的積立金取崩	774
計	41,671
支出	
業務費	38,654
教育研究経費	14,810
診療経費	23,844
施設整備費	838
補助金等	28
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	1,713
長期借入金償還金	438
計	41,671

[人件費の見積り]

期間中総額18,900百万円を支出する。(退職手当は除く)

注1) 「運営費交付金」10,791百万円のうち、令和2年度当初予算額10,763百万円、前年度からの繰越額のうち、使用見込額28百万円

2. 収支計画

令和2年度 収支計画

(単位：百万円)

区	分	金額
費用の部		40,415
経常費用		40,415
業務費		36,615
教育研究経費		3,177
診療経費		12,269
受託研究経費等		1,264
役員人件費		237
教員人件費		8,696
職員人件費		10,972
一般管理費		755
財務費用		69
減価償却費		2,976
臨時損失		0
収益の部		40,462
経常収益		40,462
運営費交付金収益		10,321
授業料収益		2,926
入学料収益		435
検定料収益		105
附属病院収益		23,430
受託研究等収益		1,264
補助金等収益		20
寄附金収益		375
施設費収益		63
財務収益		6
雑益		524
資産見返運営費交付金等戻入		545
資産見返補助金等戻入		311
資産見返寄附金戻入		137
資産見返物品受贈額戻入		0
臨時利益		0
純利益		47
目的積立金取崩益		95
総利益		142

注) 総利益(142百万円)には、附属病院における借入金返済額(建物、診療機器等の整備のための借入金)が、対応する固定資産の減価償却費よりも大きい発生する会計上の観念的な利益等を計上している。

3. 資金計画

令和2年度 資金計画

(単位 : 百万円)

区 分	金 額
資金支出	50,877
業務活動による支出	37,047
投資活動による支出	10,686
財務活動による支出	1,423
翌年度への繰越金	1,721
資金収入	50,877
業務活動による収入	40,038
運営費交付金による収入	10,791
授業料・入学金及び検定料による収入	3,548
附属病院収入	23,430
受託研究等収入	1,264
補助金等収入	28
寄附金収入	447
その他の収入	530
投資活動による収入	7,908
施設費による収入	423
その他の収入	7,485
財務活動による収入	415
前年度よりの繰越金	2,516

別表（学部の学科、研究科の専攻等）

地域学部	地域学科	680人	
医学部	医学科	654人	
		（うち医師養成に係る分野 654人）	
	生命科学科	160人	
	保健学科	480人	
工学部	機械物理系学科	460人	
	電気情報系学科	500人	
	化学バイオ系学科	400人	
	社会システム土木系学科	440人	
農学部	生命環境農学科	880人	
	共同獣医学科	210人	
		（うち獣医師養成に係る分野 210人）	
持続性社会創生科学研究科	地域学専攻	40人	
		（うち修士課程 40人）	
	工学専攻	330人	
		（うち修士課程 330人）	
	農学専攻	92人	
		（うち修士課程 92人）	
	国際乾燥地科学専攻	40人	
		（うち修士課程 40人）	
	医学系研究科	医学専攻	120人
			（うち博士課程 120人）
医科学専攻		43人	
		（うち修士課程 35人）	
		（うち博士課程 8人）	
臨床心理学専攻		12人	
		（うち修士課程 12人）	
生命科学専攻（R2 募集停止）		20人	
		（うち修士課程 10人）	
		（うち博士課程 10人）	
機能再生医科学専攻（R2 募集停止）	25人		
	（うち修士課程 11人）		
	（うち博士課程 14人）		
保健学専攻（R2 募集停止）	22人		
	（うち修士課程 14人）		
	（うち博士課程 8人）		

工学研究科	機械宇宙工学専攻	18人	(うち博士課程 18人)
	情報エレクトロニクス専攻	18人	(うち博士課程 18人)
	化学・生物応用工学専攻	12人	(うち博士課程 12人)
	社会基盤工学専攻	15人	(うち博士課程 15人)
連合農学研究科	生産環境科学専攻	24人	(うち博士課程 24人)
	生命資源科学専攻	21人	(うち博士課程 21人)
	国際乾燥地科学専攻	12人	(うち博士課程 12人)
共同獣医学研究科	共同獣医学専攻	10人	(うち博士課程 10人)
附属小学校	420人	学級数	12
附属中学校	420人	学級数	12
附属特別支援学校	61人	学級数	9
附属幼稚園	90人	学級数	4